

令和8年度十和田市結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、婚姻に伴う経済的負担を軽減し、もって少子化対策の推進に資することを目的として、新規に婚姻した世帯を対象に婚姻に伴う新生活を経済的に支援するため、予算の範囲内において令和8年度十和田市結婚新生活支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、十和田市補助金等の交付に関する規則(平成17年十和田市規則第66号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助対象期間 令和8年4月1日から令和9年2月28日までの期間をいう。
- (2) 新婚世帯 令和8年1月1日から令和9年2月28日までの期間中に婚姻届を提出し、受理された世帯で、夫婦共に補助金の申請時において本市に住所を有している世帯をいう。ただし、次号に掲げる世帯を除く。
- (3) 継続補助世帯 令和7年度十和田市結婚新生活支援事業補助金の決定があった世帯のうち、その決定額が補助上限額に達しなかった世帯で、夫婦のいずれも補助金を申請時まで引き続き本市に住所を有している世帯をいう。
- (4) 貸与型奨学金 公的機関又は民間団体から学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。
- (5) 住宅取得費用 婚姻に伴い新たに住宅(十和田市内に存するものに限る。この号から第7号まで及び第6条において同じ。)を取得するため、補助対象期間に支払った費用をいう。ただし、婚姻日より前に取得した住宅にあっては、婚姻日前1年以内に取得した住宅であること。
- (6) リフォーム費用 婚姻を機に住宅をリフォームする際に要した費用であって、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備

更新等の工事に係るもの（倉庫及び車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用並びにエアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用を除く。）のうち、補助対象期間に支払ったものをいう。ただし、婚姻日より前に実施したリフォームにあつては、婚姻日前1年以内に契約したものに限る。

- (7) 住宅賃借費用 補助対象期間に支払った次に掲げる費用をいう。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）第14条の規定による住宅扶助を受けている場合にあつては当該住宅扶助のうち家賃補助に相当する金額を、勤務する事業所から住宅手当（住宅に関して事業主が従業員に対し支給又は負担する手当等をいう。以下同じ。）が支給されている場合にあつては当該住宅手当に相当する金額を控除するものとする。

ア 婚姻を機に新たに住宅を賃借する場合 夫婦いずれかの名義で締結した賃貸借契約に基づく住宅の賃料（共益費を含む。以下同じ。）、敷金、礼金、及び仲介手数料。ただし、婚姻日以前の賃貸借については、婚姻日前1年以内に婚姻を機に新たに物件を賃借した場合に限る。

イ 夫婦の一方が婚姻前から賃借していた住宅の場合 婚姻を機に夫婦が当該住宅に同居した日以後に支払った賃料。ただし、同居開始が婚姻を機としたものでない場合は、婚姻日以降に生じた費用に限る。

- (8) 引越費用 婚姻に伴い転居するため、転居前の住宅に存する動産の移転に係る費用として引越業者又は運送業者へ補助対象期間に支払ったもの。ただし、生活保護法第12条の規定による生活扶助のうち移送の扶助を受けている場合、又は勤務する事業所からの助成等を受け、若しくは受ける見込みである場合は、荷造費及び運搬費に相当する金額を控除するものとする。また、令和8年度十和田市地方就職学生支援金の支給を受けた、又は受ける予定である者でないこと。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件の全てを 満

たす者とする。

- (1) 新婚世帯又は継続補助世帯に属する者であること。
- (2) 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下であること。
- (3) 次条の規定により算出した新婚世帯の所得が500万円未満であること。
- (4) 夫婦それぞれが次に掲げるもののうち、いずれか1つを行うこと。(継続補助世帯を除く。)

ア ライフデザイン（人生の将来設計）に関する講座であって、これからのライフイベントを知ることができる内容であるものの受講

イ プレコンセプションケアに関する講座であって、将来の妊娠・出産に向けた生活習慣の改善や定期的な健診の重要性を学ぶことができるものの受講

ウ 医療機関への妊娠・出産に関する相談

エ 共家事・共育てに関する講座であって、仕事と家庭における固定的な役割分担意識の解消に向け、共に協力しあうことの重要性を学ぶことができるもの（市が実施するパパ・ママ教室を含む。）の受講

- (5) 新婚世帯にあっては、夫婦の双方又は一方が、これまでに十和田市結婚新生活支援事業による補助金又は他自治体における同様の趣旨による補助金の交付を受けていないこと。
- (6) 夫婦共に市区町村税に滞納がないこと。
- (7) 十和田市暴力団排除条例（平成23年十和田市条例第39号）第2条第3号に規定する暴力団員でないこと。

（新婚世帯の所得の算出方法）

第4条 新婚世帯の所得の算出方法は、申請時における直近の所得証明書により夫婦の所得を合算するものとする。ただし、夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金の返済を現に行っている場合は、世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除するものとする。

（補助対象経費等）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に定めるところによる。

2 補助金の交付の回数は、同一年度内において1世帯につき1回限りとする。

（補助金の交付の申請及び請求）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和8年度十和田市結婚新生活支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 新婚世帯に属する者にあつては、次に掲げる書類

ア 婚姻届受理証明書の写し又は婚姻後の戸籍謄本

イ 夫婦の住所が市内にあることを証する書類

ウ 夫婦の直近の所得証明書

エ 第3条第4号に掲げる講座等のうち、受講等をしたものが分かる書類

オ 夫婦の市区町村税に滞納がないことを証する書類

カ 夫婦の住宅手当等支給証明書（様式第2号。第2条第7号ただし書又は同条第8号ただし書に該当する場合）

キ 住宅の売買契約書又は工事請負契約書及び住宅引渡書並びに領収書等の写し（住宅の取得の場合）

ク 住宅の改修工事請負契約書及び領収書等の写し並びにリフォーム箇所が確認できる写真等（住宅のリフォームの場合）

ケ 住宅の賃貸借契約書及び領収書等の写し（住宅の賃貸借の場合）

コ 引越費用の領収書等の写し（引越しの場合）

サ 夫婦の貸与型奨学金の返済額が確認できる書類（貸与型奨学金の返済をしている場合）

シ 債権者登録申請書（登録済みの場合を除く。）

ス 内閣府及び十和田市による本事業の実施に係るアンケート

セ その他市長が必要と認める書類

(2) 継続補助世帯に属する者にあつては、次に掲げる書類

- ア 令和7年度十和田市結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書の写し
- イ 夫婦の住所が市内にあることを証する書類
- ウ 夫婦の市区町村税に滞納がないことを証する書類
- エ 夫婦の住宅手当等支給証明書（様式第2号。第2条第7号ただし書又は同条第8号ただし書に該当する場合）
- オ 住宅の売買契約書又は工事請負契約書及び住宅引渡書並びに領収書等の写し（住宅の取得の場合）
- カ 住宅の改修工事請負契約書及び領収書等の写し並びにリフォーム箇所がわかる写真等（住宅のリフォームの場合）
- キ 住宅の賃貸借契約書及び領収書等の写し（住宅の賃貸借の場合）
- ク 引越費用の領収書等の写し（引越しの場合）
- ケ 債権者登録申請書（登録済みの場合を除く。）
- コ その他市長が必要と認める書類

2 市長は、市が保有する前項に掲げる書類に関する情報を利用することについて申請者の同意があったときは、当該書類の提出を省略させることができる。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付の可否を決定し、補助金の交付を決定した場合にあっては、補助金の額を確定し、令和8年度十和田市結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付の決定の取消し）

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) この要綱に規定する要件を欠いていたことが判明したとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取消ししたときは、令和8年度十和田市結婚新生活支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長がやむを得ないと認める場合を除き、令和8年度十和田市結婚新生活支援事業補助金返還命令書（様式第5号）により、当該各号に定める額の返還を命ずるものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき 補助金の全額

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が補助金の返還を相当と認めたとき 市長が定める額

（報告、現地調査等）

第9条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者等に報告を求め、又は現地調査等を行うことができる。

（調査への協力）

第10条 申請者は、補助金の交付及び返還等に関し、市長が必要な調査等を行う場合には、これに協力しなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月27日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象者	補助対象経費	補助金の額
(1) 夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下の者であつて、新婚世帯に属するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅取得費用 ・住宅のリフォーム費用 ・住宅賃借費用 ・引越費用 	補助対象経費を合算した額又は600,000円のいずれか低い額以内の額
(2) (1)以外の者であつて、新婚世帯に属するもの		補助対象経費を合算した額又は300,000円のいずれか低い額以内の額
(3) 継続補助世帯に属する者		補助対象経費（令和7年度十和田市結婚新生活支援事業補助金の対象となったものを除く。）を合算した額又は令和7年度十和田市結婚新生活支援事業における補助上限額から令和7年度に受給した補助金の額を差し引いて得た額のいずれか低い額以内の額

注 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てるものとする。